

恩田原・片山土地区画整理事業の換地処分 に伴う住所変更による

会社・法人などの変更登記の手引

※法人登記している会社・法人の方以外はご使用いただく必要はありません。

目 次

- まえがき 1 ページ
- どんな場合に変更手続きが必要か 1 ページ
- 登記期間 1 ページ
- 変更登記をしなかったら 1 ページ
- 本店の所在地の表示が変更になった場合 2 ページ
- 支店の所在地の表示が変更になった場合 3 ページ
- 代表者等の住所の表示が変更になった場合 4 ページ
- 会社・法人登記の管轄区域一覧（県内） 4 ページ
- 会社等が所有する不動産の名義人の住所変更は 5 ページ
- 変更登記申請書の記載例
 - ① 本店の所在地変更をする場合の例 6 ページ
 - ② 代表取締役の住所変更をする場合の例 7 ページ
- 委任状の作成例 8 ページ

◎ 会社・法人の変更登記についてのお問い合わせは

静岡地方法務局（本局）

TEL 054-254-3555

◎ 恩田原・片山地区の住所変更についてのお問い合わせは

静岡市役所 大谷・小鹿まちづくり推進課 区画整理係

TEL 054-238-1980

◎ 恩田原・片山土地区画整理事業についてのお問い合わせは

静岡市恩田原・片山土地区画整理組合事務局

TEL 054-654-5777（令和8年度中に解散予定）

恩田原・片山土地区画整理事業の換地処分に伴い、町名及び地番が変更となるため、その区域内の会社、法人、組合（以下「会社等」という）の本店（主たる事務所）、支店（従たる事務所）の所在地や、代表者等の住所が変更されます。該当者は管轄の法務局に対し、変更登記の手続きをしていただく必要がありますので、お手数ですがこの手引きを参照の上、すみやかに変更登記の手続きをされますようお願いいたします。

なお、登録免許税については、登記申請の際、住所変更通知書（市から配布されたもの）、または住所変更証明書（実施日以降に各区役所の地域総務課窓口にて無料で発行します）のいずれかを添付すれば、免除されます。

- ※ 本書では、会社・法人等の変更登記の手続きについてご説明いたします。
貴社が該当する項目をご覧いただき、手続きの参考としてください。
- ※ 法人・組合等の方は、本文中の用語を以下のように読み替えてご参照ください。
「本店」→「主たる事務所」
「支店」→「従たる事務所」
「代表取締役」→「代表理事」等

どんな場合に変更手続きが必要か

- (1) 会社等の本店（主たる事務所）、支店（従たる事務所）の所在地の表示が変更になった場合は手続きが必要となります。
- (2) 株式会社の代表取締役及び特例有限会社の取締役、監査役、合名会社又は合資会社の社員、合同会社の代表社員、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人及び公益財団法人及び特例民法法人の代表理事、各種法人・組合等の代表者などの住所の表示が変更になった場合は手続きが必要となります。
- (3) 所在地の表示が変更になった会社等が、土地・建物等の不動産を所有している場合及び不動産に関するその他の権利（抵当権等）を有している場合は手続きが必要となります。

登記期間

上記に該当する場合は、下記のとおりの期間内に変更登記の手続きを行う必要があります。
区画整理登記完了日（令和8年3月下旬予定）から2週間以内（遅れた場合、過料に処されることがあります。）

変更登記をしなかったら

本店の場合で、変更登記をしないでおくと、登記簿上の本店の表示が旧表示のままなので、新しい表示での代表者の資格証明や印鑑証明を受けることができません。

本店の所在地の表示が変更になった場合

(1) 手 続

「変更登記申請書」に必要事項を記載し、住所変更通知書または住所変更証明書を添付して本店所在地を管轄する法務局に申請（郵送でも可）する。

(2) 参考例

静岡市駿河区恩田原○○番地にある「株式会社○○○」の所在地の表示が、静岡市駿河区恩田原△△番地に変更になった場合の手続きは次のとおりです。

- ① 必要書類 変更登記申請書 1通
住所変更通知書または住所変更証明書 1通
- ② 申請人 代表取締役
- ③ 登記期間 区画整理登記完了日（令和8年3月下旬予定）から2週間以内
- ④ 申請書提出先 静岡地方法務局（郵送でも可）

支店の所在地の表示が変更になった場合

(1) 手 続

「変更登記申請書」に必要事項を記載し、住所変更通知書または住所変更証明書を添付して本店所在地を管轄する法務局に申請（郵送でも可）する。

(2) 参考例（県外に本店があり、市内に支店がある場合）

東京都世田谷区××□丁目□番□号に本店がある「株式会社□□□ 静岡支店」の所在地の表示が、静岡市駿河区恩田原○○番地から静岡市駿河区恩田原△△番地に変更になった場合の手続きは次のとおりです。

＜本店の所在地で行う登記＞

- ① 必要書類 変更登記申請書 1通
住所変更通知書または住所変更証明書 1通
 - ② 申請人 代表取締役
 - ③ 登記期間 区画整理登記完了日（令和8年3月下旬予定）から2週間以内
 - ④ 申請書提出先 東京法務局 世田谷出張所（郵送でも可）
- ※ 本店、所在地を管轄する法務局へ提出する。

代表者等の住所の表示が変更になった場合

(1) 手 続

「変更登記申請書」に必要事項を記載し、住所が変わった代表者等の住所変更通知書または住所変更証明書を添付して、本店所在地を管轄する法務局に申請（郵送でも可）する。

(2) 参考例

富士市××□□□番地に本店がある、「株式会社□□□」の代表取締役「法務 太郎」さんの住所の表示が、静岡市駿河区恩田原○○番地から静岡市駿河区恩田原△△番地に変更になった場合の手続きは次のとおりです。

＜本店の所在地で行う登記＞

- ① 必 要 書 類 変更登記申請書 1通
住所変更通知書または住所変更証明書 1通
- ② 申 請 人 代表取締役
- ③ 登 記 期 間 区画整理登記完了日（令和8年3月下旬予定）から2週間以内
- ④ 申請書提出先 静岡地方法務局、沼津支局（郵送でも可）
- ※ 本店所在地を管轄する法務局へ提出する。（下記をご参照ください）

会社・法人登記の管轄区域一覧（県内）

庁 名	会社・法人登記管轄区域
静岡地方 法務局 本局	静岡市、藤枝市、島田市、牧之原市、焼津市、榛原郡（吉田町、川根本町）
静岡地方 法務局 沼津支局	沼津市、裾野市、御殿場市、三島市、伊豆市、伊豆の国市、富士市、富士宮市、下田市、熱海市、伊東市、駿東郡（小山町、清水町、長泉町）、田方郡函南町、賀茂郡（南伊豆町、河津町、東伊豆町、松崎町、西伊豆町）
静岡地方 法務局 浜松支局	浜松市、湖西市、掛川市、菊川市、御前崎市、袋井市、磐田市、周智郡森町

- ※ 不動産登記の管轄区域は、上記と異なります。
- ※ 不動産登記の管轄区域や、県外の会社・法人登記の管轄区域等の詳細については、法務局HP【管轄のご案内】等からご確認ください。

http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/kankatsu_index.html

会社等所有の不動産の名義人住所の変更は

注意事項

この手続きを行う場合は、必ず、会社等の所在地の変更登記を先に済ませてから手続きを行う必要がありますので、ご注意ください。

(1) 手 続

不動産の「所有権登記名義人住所変更登記申請書」に必要事項を記載して、不動産所在地を管轄する法務局に申請する。

なお、不動産所在地を管轄する法務局の管轄内に本店、支店等がない場合は、本店所在地で変更登記を済ませたことを証する「履歴事項証明書※」の交付を受け、「所有権登記名義人住所変更登記申請書」に添付して不動産所在地を管轄する法務局に申請する。

※ 履歴事項証明書の交付は有料です。

※ 「所有権登記名義人住所変更登記申請書」に『添付書類 登記事項証明書（会社法人等番号〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇〇〇）』と記載した場合、「履歴事項証明書」の添付は不要です（〇には本店の所在地で登記の完了した会社の12桁の数字を記入）。

(2) 参考例

静岡市駿河区恩田原〇〇番地にある「株式会社〇〇〇本店」の所在地の表示が、静岡市駿河区恩田原△△番地に変更になり、この会社が静岡市内の土地・建物を所有している場合の手続きは次のとおりです。

※ まず、会社等の所在地変更登記を先に済ませてから、以下の手続きをしてください。

- | | |
|-----------|---|
| ① 必 要 書 類 | 不動産の所有権登記名義人住所変更登記申請書…………… 1通
履歴事項証明書(本店での変更登記をしたことを証する) ※ 1通
※ 「所有権登記名義人住所変更登記申請書」に『添付書類 登記事項証明書（会社法人等番号〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇〇〇）』と記載した場合は不要です（〇には本店の所在地で登記の完了した会社の12桁の数字を記入）。 |
| ② 申 請 人 | 代表取締役 |
| ③ 登 記 期 間 | 期間の定めはないので、必要の際、申請する。 |
| ④ 申請書提出先 | 静岡地方法務局（郵送でも可） |

変更登記申請書の記載例
～①本店の所在地変更をする場合の例～



会社変更登記申請書

1. 会社法人等番号

1. 商 フ リ ガ ナ 号

株式会社 ○○○

1. 本 店

静岡県 静岡市 駿河区恩田原 ○○番地

変更前の所在地

1. 支 店

変更申請しない項目は削除

1. 登記の事由

土地区画整理事業の換地処分に伴う地番変更による 代表取締役・取締役・監査役 の住所変更
本 店 ← 支 店の変更

1. 登記すべき事項

令和8年1月10日

代表取締役 、取締役 、監査役 の住所変更

静岡県静岡市

番地

変更申請しない項目は削除

令和8年1月10日区画整理による地番変更
本 店 ← 支 店

静岡県 静岡市駿河区恩田原 △△番地

変更後の所在地

1. 登録免許税

登録免許税法第5条第5号により非課税

1. 添付書類

住所変更証明書（または住所変更通知書）

1 通

登記事項の原因が土地区画整理事業の換地処分に伴う地番変更であることを証明する書類として証明書を添付

本人申請の場合は削除

委任状

上記のとおり登記の申請をする

申請日 令和〇年〇月〇日

変更後の所在地

申請人 本店

静岡県 静岡市 駿河区恩田原 △△番地

不要な項目は削除 商号

株式会社○○○

代表取締役

住 所

静岡県 富士市 ×× □□□□番地

取締役

本人申請の場合は削除

氏 名 法務 太郎



法務局に届出してある印鑑

申請代理人 住 所

氏 名



連絡先を記載

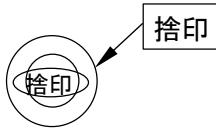
電話番号 000-000-0000

静岡地方 法務局

御中

各会社・法人登記を管轄する法務局の名前
※4頁をご参照ください。

変更登記申請書の記載例
～②代表取締役の住所変更をする場合の例～



会社変更登記申請書

1. 会社法人等番号

1. 商 フ リ ガ ナ 号

株式会社 □□□

1. 本 店

静岡県 富士市 × × □□□□番地

1. 支 店

変更申請しない項目は削除

変更申請しない項目は削除

1. 登記の事由

土地区画整理事業の換地処分に伴う地番変更による 代表取締役・取締役・監査役の住所変更
本店・支店の変更

1. 登記すべき事項

令和8年1月10日

代表取締役 法務 太郎、取締役、監査役の住所変更
静岡県 静岡市 駿河区恩田原 △△番地

変更後の住所

住所変更する役員の役職・氏名

変更申請しない項目は削除

1. 登録免許税

登録免許税法第5条第5号により非課税

1. 添付書類

住所変更証明書（または住所変更通知書）

1 通
通

本人申請の場合は削除

委任状

登記事項の原因が土地区画整理事業の換地処分に伴う地番変更であることを証明する書類として証明書を添付

上記のとおり登記の申請をする

申請日 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

申請人 本店

静岡県 富士市 × × □□□□番地

不要な項目は削除

商号

株式会社□□□

変更後の住所

代表取締役

住所

静岡県 静岡市 駿河区恩田原 △△番地

取締役

氏名

法務 太郎



法務局に届出してある印鑑



連絡先を記載

電話番号 000-000-0000

静岡地方 法務局 沼津支局 御中

各会社・法人登記を管轄する法務局の名前
※4頁をご参照ください。

委任状の作成例

変更登記の申請を代理人が行う場合には、委任状が必要になりますので、下記の例を参考にして作成してください。（様式を記載した用紙などはありませんので、ご自分で手書き、もしくは、パソコン等で作成していただきますようお願ひいたします。）

委 任 状

私は、静岡県静岡市葵区××口丁目口番口号 静岡 茶人に
下記のこととを委任します。

変更登記の
事由を記載

記

1. 令和8年1月10日 土地区画整理事業の換地処分に伴う
地番変更による本店の変更登記を管轄法務局へ代理して申請
する一切の権限
1. 原本還付請求及び受領に関する一切の権限
1. 登記申請の補正及び取下げに関する一切の権限

変更後の
本店所在地

以上

令和〇年〇月〇日

委任状の作成日を記載

静岡県静岡市駿河区恩田原△△番地
株式会社 ○○○
代表取締役 法務 太郎

法務局に届出
してある印鑑

印